

「学生納付特例制度」の申請は毎年必要です！

国民年金は、20歳から60歳の方が必ず加入しなければならない公的年金制度です。学生には、在学期間中の国民年金の掛け金の支払いを学生本人が社会人になるまで猶予される学生納付特例制度があります。

もしも、支払いせずに未納のまま放っておくと、将来の年金に影響がでたり、もしもの時の障害年金がもらえなくなってしまうます。

また、前年度に学生納付特例を承認された方については、翌年度も引き続き同じ学校に在学する予定であることが確認できている場合は、4月に送付されるハガキにて申請手続きができます。この場合の添付書類は必要ありません。



対象となる学生

大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校やその他教育施設（個別に定めています）の一部に在学する20歳以上の学生。（修業年限が1年以上の課程に限る）

ただし、学生本人の前年所得が118万円＋扶養親族等の数×38万円以下であること。

申請に必要なもの

- ・学生証のコピー、または在学証明書
- ・印かん（本人が署名の場合必要ありません）
- ・年金手帳

※承認を受けてから10年以内であれば、さかのぼって納めることができるので、老齢基礎年金の受給額を満額にするためにも卒業後は追納をおすすめします。

承認期間は

4月（在学中に20歳になる方は誕生月）から翌年の3月までです。申請は毎年必要となります。

～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう！～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先	町民課 戸籍医療年金係	(☎2-2453)
	函館年金事務所 国民年金課	(☎0138-56-1165)

ゴールデンウィーク期間(4月末～5月初め)の休みについて

ゴールデンウィーク期間の主な公共施設の休業日は次のとおりです。

【役 場】 ・4月27日(土)～5月6日(月)

- ※5月2日(木)は、午前(8:30～12:00)のみ戸籍、住民票、印鑑証明の窓口を開設します。
- ※5月6日(月)は、8:30～17:00まで選挙管理委員会事務局にて町議会議員選挙運動費用収支報告書の届出窓口を開設します。
- ※お急ぎの用は、警備員(☎2-2000)が取り扱います。

【町立病院の外来診療】 ・4月27日(土)～5月6日(月)

※5月2日(木)は、午前(8:30～12:00)のみ内科・外科診療を行います。(受付は11:30まで)

【各地域会館・老人福祉センター】 ・4月30日(火)～5月6日(月)

【スポーツセンター・学習文化センターなどの社会教育施設】

・通常通り(毎週月曜休館)開館しております。

広報5月号の発行は5月7日(火)となりますので、ご了承ください。